

鳥取県公報

毎週火 金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則 身体障害者福祉法施行細則

◇告示 土地の公用廢止

右 同

鳥取県地方労働委員会委員の任命
基本測量の終了
農作物風水害緊急対策費補助金交付規程
開拓農業協同組合の指定
臨時教育委員会の招集

◇教委告示

◇人委告示、委員長職務代理者の指定

◇難報 事務所々在地の變更

規 則

身体障害者福祉法施行細則をここに公布する。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十一号

身体障害者福祉法施行細則

(総 則)

第一條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号以下「法」という。）の施行については、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号以下「省令」という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

（醫師の指定又は取消）

第二條 知事は、省令第三條の規定により醫師を指定し又はその指定を取り消したときは、告示するものとする。

（調査書）

第三條 省令第五條の調査書は、別記様式第一号のとおりとす。

(更生指導台帳)
第四條 省令第八條の二の身体障害者更生指導台帳は、別記様式第二号のとおりとする。
(居住地等變更届書)

第五條 省令第十條及び第十一條の規定による居住地等變更届は、別記様式第三号のとおりとする。

(手帳交付申請書)

第六條 省令第十二條及び第十三條の規定による身体障害者手帳の再交付申請書は、別記様式第四号のとおりとする。

(聴聞の場所)

第七條 法第十七條の規定による聴聞を行う場所は、聴聞を受ける身体障害者の居住地を管轄する地方事務所又は福祉事務所とする。但し、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(補装具等交付申請手続)

第八條 法第二十條の規定により盲人安全つえの交付又は補装具の交付若しくは修理を受けようとする者は、

補装具等交付(修理)申請書(別記様式第五号)に身体障害者手帳をそえて、その者の居住地を管轄する地方事務所長又は福祉事務所長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、申請者の居住地の町村長を経由して提出することができる。

3 地方事務所長、福祉事務所長又は町村長は、前二項の規定により申請書を受理したときは、身体障害者手帳を調査のうえすみやかにこれを当該申請者に返還し、町村長にあつては、当該申請書を当該町村を管轄する地方事務所長に進達しなければならない。

(補装具等交付決定手続)

第九條 地方事務所長又は福祉事務所長は、前條第一項の申請にもとずき、盲人安全つえ又は補装具を交付し若しくは修理を行うときは、補装具等交付修理券(別記様式第六号)を当該申請者に交付し、指定する施設において交付又は修理を受けさせるものとする。

2 地方事務所長又は福祉事務所長は、前項の規定によ

り補装具を交付し又は修理を行うにあたり、特に醫學的、心理學的又は職能的判定を必要とする場合においては、身体障害者更生相談所長の意見を聴かなければならない。

3 地方事務所長又は福祉事務所長は、第一項の規定により補装具等交付修理券を交付するときは、補装具等交付修理費負担能力調査書(別記様式第七号)により当該申請者又はその扶養義務者の費用の負担能力を調査しなければならない。

4 前條第一項の申請を却下するときは、補装具等交付修理却下決定通知書(別記様式第八号)によるものとする。

(帳簿)

第十條 地方事務所長又は福祉事務所長は、次に掲げる書類を備えて必要な事項を記載しなければならない。

- 一 身体障害者(兒)手帳申請經由簿(別記様式第九号)
- 二 居住地等變更通知届經由簿(別記様式第十号)
- 三 補装具等交付修理券交付処理簿(別記様式第十一号)

(福祉月報)

第十一條 地方事務所長又は福祉事務所長は、各月ごとに、身体障害者に關する措置状況報告書及び補装具等交付修理状況報告書をそれぞれ厚生省報告例(昭和二十六年厚生省訓令第五号)に規定する様式第六十号(身体障害者福祉法による更生援護取扱件數)及び様式第六十一号(身体障害者福祉法による補装具等交付修理状況)の例により作製し、意見を附して翌月十五日までに知事に提出しなければならない。

(施設收容者台帳)

第十二條 法第二十七條第三項及び第四項の規定により市町村又は社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設の長は、別記様式第二号の例による收容者台帳を備え、当該施設に收容した身体障害者について必要な事項を記載しなければならない。

(施設收容者月報)

第十三條 前條に規定する身体障害者更生援護施設の長は、各月ごとに当該施設に收容した身体障害者に關す

別記様式第1号

身体障害者手帳交付申請者調査書

本籍地

居住地

氏名

年 月 日生

標記申請者の状況は下記のとおりであります。

本 人	男 女	配偶関係	世帯主との続柄		
	現 職	月 收			
	障害時の職業				
	更生についての希望				
	恩給、社会保険又は生活保護法との関係				
本人の属する世帯		生計程度	家族数		
備 考					

年 月 日

福祉事務所長 印

市 町 村 長 印

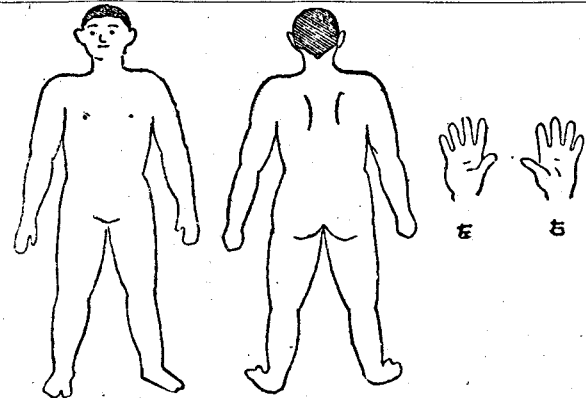
鳥取県知事 氏 名 殿

る收容状況報告書（別記様式第十二号）を作製し、意見を附して、翌月十五日までに知事に提出しなければならぬ。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。
- 身体障害者福祉法施行細則（昭和二十五年五月鳥取県規則第三十一号）は、廢止する。

身 体 障 害 者 の 状 況

氏 名	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	
本籍地	都道府県	区・支庁 郡	町村	番地				
現住所	都道府県	区・支庁 郡	町村	番地				
	都道府県	区・支庁 郡	町村	番地				
	都道府県	区・支庁 郡	町村	番地				
現職								
障害の 原因	軍務災害 公務災害 産業災害 自然災害 交通災害 戦災 疾病 小児まひその他							
障害を つけた 年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	場所			
原 病 (障害名)								
機能障害 の程度								
肺活量								
握 力								右
								左
背筋力								
視 力								右
								左
聴 力								右
								左
既往症	栄養状態							
障害の等級	級 国鉄割引 第 種 所得税控除 該 非							
職業 の性	智	能	性	能	日常生活能力の程度	障害部位と適性	性 格	
職 歴 (現職 までの 職歴)	勤務先又は職種	所 在 地	職務	勤務年数	備 考			
	障害時 の職業			自 至				
	被 備			自 至 自 至				
	自 営			自 至 自 至				

別記様式第2号

台帳番号 第 号

身 体 障 害 者 更 生 指 導 台 帳

手番	帳号	鳥 取 県 第	号
氏 名 ふりがな			

医療・保険指導記事

年月日	記 事	取扱者

援護物品等給付に関する記録

給付年月日	種 類	交付・修理	費 用	本人負担額	取扱者

世帯員・資産・家計・その他の状況

世帯員	続柄	氏 名	性別	生年月日	学 歴	心身の状況	職業	社会保険加入の状況	備考

資 産	所有地	田畑 林野 宅地	反 反 反 坪	借地	田畑 林野 宅地	反 反 反 坪	貸付地	反又は坪	家 屋 その他
負 債									
住 居	家屋の種類	普通家屋 バラック 寮 アパート 納屋 その他							
	所有関係	自 家 借 家 間 借 同 居							
	家 賃	月 円 現物支拂又は免除							
家 計	起居室数	室 畳数 畳							
	收 入 (月)	区分	調査時			年月日	年月日	年月日	年月日
本人の勤労収入		円			円	円	円	円	円
家族の勤労収入									
資 産 收 入									
公 的 扶 助									
私 的 扶 助									
支 出 (月)	食 費								
	住 居 費								
	光 熱 費								
	燃 料 水 費								
	医 療 費								
	教 育 費								
社会保険など(本人)	給与法規	給与額(年)			等 級	資格決定年月日	資格喪失年月日	備 考	

別記様式第5号

補装具等 交付 申請書
修理

昭和 年 月 日

居住地

氏名
ふりがな

㊟

居住地

下記のとおり(交付)をお願いいたします。
修理

手帳番号	県第 号	※更生指導台帳 ケース番号
------	------	------------------

障害名	
-----	--

交付(修理) を受けたい 補装具名	◎修理部位
-------------------------	-------

最近受けた 補装具名及 び交付年月 日	◎最近受けた 補装具の修理 部位及び修理 年月日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

同じ補装具 をいままで に受けた回 数	◎修理 回
交付 回	

摘要	
----	--

(備考)

- ※欄は福祉事務所て記載します。
- ◎欄は修理の場合のみ記載すること。
- 補装具名及び修理部位は具体的に記載すること。

別記様式第4号

身体障害者(児)手帳再交付申請書

昭和 年 月 日

本籍地

居住地

氏名
ふりがな

㊟

年 月 日生

十五歳未満の
児童の居住地氏名
ふりがな

年 月 日生

鳥取県知事氏名殿

私さきに身体障害者手帳交付を受けましたが
(障害程度が変更しましたので
紛失しましたので
破損し使用に堪えませんので)
再交付願いたく(舊手帳、関係書類
をそえて)申請いたします

舊手帳番号 県第 号 (昭和 年 月 日交付)

(備考) 不要の箇所は消すこと

別記様式第6号		身体障害者補装具等 交付 券		※ 番号
居住地	都道府県	郡	市町 區村	町 大字
番地				
氏名				
交付修理の 補装具名又は はその修理 部位				
指定補装具 製作所				
交付期日	昭和 年 月 日			
交付場所				
金額	總 額	公費負担額	本人又は 扶養義務者の負担	
		円	円	円
受領年月日	昭和 年 月 日			
受領者	本人の氏名	代理人の氏名	本人との関係	
適合検査 年月日	昭和 年 月 日			
昭和 年 月 日				
地方事務所長 (福祉事務所長)				
備考 1. ※欄は記入の必要がありません。 2. つま、補装具の交付、修理を受けるときは、この券を表記の指定補装具製作所に提示して下さい。現品を受けるときにはあなたの負担額があるときは、その金額をお拂い下さい。 3. この券は他人に譲り渡してはなりません。 4. この券の有効期間は発行の日から6箇月以内です。				

別記様式第7号				補装具等 (交付) 費負担能力調査書			
申請書受理 番号及び 年月日	第 第 (昭和)	号 (昭和)	号 (交付)	ケ ー ス 号	ケ ー ス 号	ケ ー ス 号	ケ ー ス 号
申請者の居住 地及び氏名							
収入認定額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
差引額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
収入額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
差引額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
収入額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
差引額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
収入額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
差引額	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	円	円	円	円	円	円	円
収入認定額内訳 収入額 差引額 認定額							
自己負担額 自己負担額 自己負担額							
係氏名 係氏名 係氏名							

同	同	同	同
安部三代治	明治 三、一〇、三二	米子市久米町	坂口合名会 社支配人
	明治 三、一〇、三二	倉吉市河原町	伯耆振興工 業(株)取締 役社長
		一九三六	

鳥取県告示第四百四十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四條第二項により次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一、作業種類 基本測量(基線測量、一等三角造標、觀測)

二、作業區域 鳥取市、東伯郡下北條村、旭村、以西村、小鹿村、倉吉町、高城村、關金町、古布庄村、北谷村、上小鴨村、社村、上北條村、上中山村、西伯郡逢坂村、大山村

日野郡米澤村
八頭郡佐治村
氣高郡青谷町、小鷲河村、日置谷村、寶木村

鳥取県告示第四百四十九号

農作物風水害應急対策費補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

農作物風水害應急対策費補助金交付規程

(総則)

第一條 知事は農作物の風水害を被つた地帯に對し、應急対策を實施して減産防止を圖るため、市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業協同組合連合会又は農業共済組合連合会が行う昭和二十八年度の風水害應急対策に要する経費に對し、この規程により豫算の範圍内で補助金を交付する。

(補助金を交付する経費)

第二條 前條に規定する経費は、次に掲げるものとする。

一 麥種子購入に要する経費

二 種苗輸送に要する経費

三 苗代再仕立に要する経費

四 菜種共同育苗に要する経費

五 果樹樹勢回復用肥料等購入に要する経費

六 そ麥種子購入に要する経費

七 病害虫防除に要する経費

八 防除機具購入に要する経費

2 前項の経費に對する補助率又は補助額は、別表で定めるところによる。

(市町村費の負担)

第三條 前條第三号、第五号及び第六号の経費に係る肥料購入費及び種子購入費に對する補助金については、市町村が縣の補助金の五分の一に相当する額以上の額を負担する場合に交付する。

(補助金交付申請手續)

第四條 補助金の交付を受けようとするものは、第二條各号の経費ごとの申請書に、それぞれ別記様式による事業計画書及び收支豫算書を添え正副三部を別に定め

三 支出額が予算額に比して減少したとき

る期日まで知事に提出しなければならない。
 2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を
 求めることができる。

(補助金交付申請書等記載事項の変更承認)

第五條 前條第一項の規定により申請したものが、その
 書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする
 ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の決算書)

第六條 補助金の交付を受けたものは、和二十九年五月
 三十一日までに第二條各号の経費ごとに別記様式によ
 る事業成績書及び收支決算書を正副三部知事に提出し
 なければならない。

(補助金の返還)

第七條 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該
 当するときは、知事は補助金の全部又は一部の還付を
 命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 事業施行の方法が不適當と認められたとき

別表

補助金の区分	補助対象	補助率又は補助額
補助金	種子確保諸経費	一〇分の一〇以内
麥種子購入費補助金	種子確保諸経費	一〇分の一〇以内
稲苗輸送費補助金	輸送費	二分の一以内
苗代再仕立費補助金	種子購入費	九分の五以内
	肥料購入費	九分の五以内
	農薬購入費	二分の一以内
菜種共同育苗費補助金	肥料購入費	二分の一以内
果樹樹勢回復用肥料代金等補助金	肥料購入費	九分の五以内
	農薬購入費	二分の一以内
	種子購入費	九分の五以内
そ菜種子代金補助金	種子購入費	九分の五以内
病虫害防除費補助金	農薬購入費	二分の一以内
防除機具購入費補助金	機具購入費	二分の一以内

開拓地
 八三〇円以内
 普通栽培地
 四一五円以内

区		分	町		反	町	町
本田面積		町	苗代面積		反	町	町
同上本田換算面積		町	本田合計面積		町	町	町
昭和二十八年		作付時	苗代面積	(A)			
又は残存		苗代面積	(B)				
同右		比率	(B)/(A)				
(B)のうち被害面積							
右のうち被害により、本田は植替を要するもの、苗代は苗が不足するものの收穫皆無換算面積							

二、水稻被害に對する稲苗輸送及び苗代再仕立對策計画(実績)

区	分	対象	本田面積
(1) 苗代再仕立によるもの		町	反
右に必要な苗代面積		町	反
(2) 植替によるもの		町	反

第一号
一、水稻被害の概要
(1) 被害の状況
(2) 被害の面積

水稻苗輸送及び苗代再仕立事業計画書(事業成績書)

支出の部		組	計	費
本年度予算額		前年度予算額	比較	備考
(決算額)		(本年度予算額)	増減	
普通栽培地	種子購入費補助金	円		石当り
開拓地	種子購入費補助金	円		石当り
種類	種子購入費	円		石当り
輸送	種子購入費	円		石当り
計	費			石分

市町村(開拓農業協同組合)予算科目

(款) (項) (目)

種 別	本年度予算額		前年度予算額		比較増減	備 考
	(決)	(算)	(本)	(前)		
樹勢回復用肥料等 購入費補助金		円		円		
肥 料						反当 円
農 薬						反当 円
計						反歩分

支 出 の 部

市町村予算科目
(款) (項) (目)

第五号

一、本事業の目的
そ茶代作事業計画書(事業成績書)

二、代作そ茶作付計画

種 別	本年度予算額		前年度予算額		比較増減	備 考
	(決)	(算)	(本)	(前)		
樹勢回復用肥料等 購入費補助金		円		円		
県補助金						
市町村費						
計						

収 入 の 部

第四号の二
果樹樹勢回復用肥料等購入事業收支予算書(收支決算書)

区 分	事業面積	反当経費	事業経費 総 額	事業経費負担区分			備 考
				県 費	市町村費	団 体	
な・ぶ・ど・し		円	円	円	円	円	
計							

計	種 類	員 数	使用可能合数	備 考	農薬の種類	防除計画	反当薬創	農薬総	同上	同上	同上	備 考
						町	キログラム	キログラム	同上	同上	同上	
計												
<p>3. 防除に必要な農薬</p> <p>(1) 農薬の種類別所要量</p> <p>(2) 農薬の購入方法</p> <p>(3) 防除に必要な器具</p> <p>五、防除に必要な器具</p> <p>1. 既設状況</p>												
<p>2. 新規購入計画</p>												

計	町 市 村 名	作 付 面 積	作 付 面 積	發 生 面 積	防 除 計 画	備 考	病害虫防除事業計画書(事業成績書)
計							
<p>第六号</p> <p>病害虫防除事業計画書(事業成績書)</p> <p>一、本事業の目的</p> <p>二、本事業の対象となる病菌、害虫の名稱</p> <p>三、右対象害虫の発生及び被害状況</p> <p>四、防除計画</p> <p>1. 作物名</p> <p>2. 防除計画面積</p> <p>(イ) (病害虫名)</p>							

種 類	員 数	購 入 單 価	金 額	備 考
計	合	円	円	先購入予定月日又は購入月日及び購入

六、防除事業の実施方法
 (1) 防除組織
 (2) 防除実施方法
 七、事業経費負担区分

区 分	事業面積	事業経費		負担区分		備 考
		町当経費	総額	県補助金	市町村費	
町	円	円	円	円	円	円
計						

第六号の二

病虫害防除事業收支予算書(收支決算書)

種 別	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
負担金				
計				

支 出 の 部		本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
種 別	(本年度予算額)	円	円	円	(購入費基礎記入)
薬剤購入費					
防除用器具購入費					
計					

市町村予算科目

(款)
 (項)
 (目)

鳥取県告示第四百五十号
 開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)第二
 條の開拓農業協同組合として次の組合を指定する。
 昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

住 所	名	稱
鳥取市百谷	上野	開拓農業協同組合
同 湖山町	砂丘	〃
〃 上原	明治	〃
岩美郡宇倍野村大字高岡	寶殿	〃
八頭郡若櫻町大字諸鹿	廣留野	〃
〃 佐治村大字加瀬木	佐治	〃
倉吉市國府	共榮	〃
〃 今在家	服部	〃
〃 下福田	昭和	〃
〃 森	壽	〃
東伯郡關金町大字堀	新興	〃

〃	榮村大字西高尾	高千穂	〃
〃	由良町大字妻波	徳昌	〃
〃	八橋町大字八橋	鳳	〃
〃	下山村大字赤坂	岩船	〃
〃	上山村大字羽田井	末廣	〃
〃	〃	萩原	〃
〃	〃	大都	〃
〃	下郷村大字杉下	平和	〃
〃	關金町大字明高	眞野原	〃
〃	浦安町大字金屋	浦安	〃
〃	古布庄村大字野井倉	一向平	〃
〃	竹田村大字大谷	若杉	〃
〃	西伯郡名和村大字加茂	柝原	〃
〃	大字門前	七大山	〃
〃	〃	門前	〃
〃	〃	大山下	〃
〃	庄内村大字高田	六甲	〃

〃	大山村大字豊房	高田原	〃
〃	大字赤松	香取	〃
〃	〃	中横原	〃
〃	〃	下横原	〃
〃	逢坂村大字松河原	美野留	〃
〃	〃	大伯	〃
〃	〃	大中尾	〃
〃	大高村大字尾高	淺山	〃
〃	大字泉	泉ヶ原	〃
〃	大字岡成	新良路	〃
〃	縣村大字石州府	縣村石州府榮	〃
〃	日野郡八郷村大字丸山	丸山	〃
〃	大字小林	藍野	〃
〃	日光村大字富江	新仙	〃
〃	江府町大字御机	笠良原	〃
〃	溝口町大字上野	大平原	〃
〃	多里村大字萩原	多里	〃
〃	東伯郡上中山村大字羽田井	上中山開拓物産加工農業協同組合	〃

西伯郡大山村大字豊房 香取開拓木工
 逢坂村大字松河原 双伯開拓化工

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚藏

- 一、日 時 十月十四日午後一時
- 二、場 所 県教育委員会々議室
- 三、議 題 教職員人事について

